

精神障害者の障害年金受給支援研究会 青木聖久氏（日本福祉大学教授）から情報届く

障害年金の認定をめぐる、大変な状況になっております。
もともと、内部障害と「精神の障害」では、認定において、地域や診査をする認定医の間で差が出やすい、という指摘がありました。

それらのことから 2016 年にガイドラインができ、その後、診査が中央一括となりました。

そして、今回明らかになりつつあることが、不支給の急増という事態です。

ただし、障害年金のボリュームゾーンは、前出の「精神の障害」という、国の通知の「障害認定基準」で言う、第8節の対象の方々です。具体的には、精神、発達、知的障害。

もちろん、この不支給の動きは、既に受給している人にとっても同様の怖さがあります。既に受給している人は、基本的に、1年～5年の範囲で再認定を受けることになります。なので、「次回、支給停止になってしまえば、生活そのものが変わってしまう。いや、暮らしが壊れる」と。

このようなことを踏まえ、当事者団体の声明、厚労省の対応、支援団体の行動などについて、共同通信の市川さんから情報を頂きました。

以下の情報は、下に行くほど、新しくなります。
10年前の地域間格差の検討会が思い出されます。

*インターネットで公開されているものです。
ご遠慮なく、私の文章も含めて拡散してください。

.....

障害年金の不支給急増に抗議声明 知的障害者の全国団体

<https://www.47news.jp/12526469.html>

厚労相、障害年金不支給急増巡り調査指示

<https://www.47news.jp/12546570.html>

障害年金の判定、改善を要請 学者や弁護士らの団体が声明

<https://www.47news.jp/12547199.html>

調査結果「1カ月後めどに公表」 障害年金不支給で厚労相

<https://www.47news.jp/12550411.html>

名家連作成パワーポイント資料



障害年金をめぐる報道を受けての障害年金法研究会の声明（概要）

2025年5月7日
障害年金法研究会

共同通信社が2025年4月29日～30日、障害年金をめぐる報道を配信し、各社で新聞記事化されています。その骨子は、

- ① 2023年度(令和5年度)の不支給率と2024年度(令和6年度)の障害年金不支給率が2倍以上になっていること
- ② その原因に日本年金機構の幹部の変更があると思われること
- ③ 年金機構が判定医の評価書を内部作成し、職員が判定医に対して認定内容を誘導している実態があること等です。

記事によると令和6年度では(変動の可能性があると留保つきながら)約17%が不支給とされたとしています。

2016年に「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」が策定されましたが、そのきっかけは、「判定医」個人の考えにより障害年金の結論が決まってしまう不合理の是正でした。そのために各地バラバラで認定していた方式を東京での一括認定に改革しました。

この「国の委託した判定医が事実上一人で障害年金の受給権を決めている」という問題は、上記の2016年改革によっても解消していません。

そもそも、障害年金は、障害により働けない、日常生活・社会生活に支障があることに対する填補のための社会保障給付であり、極めて社会的意味を有する仕組みであり、患者の労働の現場や日常生活・社会生活について、実際には実態をよくわかっていないことも多い医師にその給付の必要性の判断を委ねることは妥当ではありません。

ましてや障害年金の判定は、氏名は一切公開されておらず、果たして請求者の障害・病気に対して専門性がある医師が判定しているのかも不明であり、ブラックボックス内でどこの誰かわからない、どのような専門性があるかわからない医師が障害年金の受給の有無を決めるという現在の仕組みは障害年金に関する法の趣旨に反するものです。

あくまで医師は医学的判断において知見を発揮するに過ぎず、障害年金請求者に対する社会保障給付の可否を決める立場にはなく、その権限もないということです。

認定の公正性の担保及び当事者の手続保障のため(介護保険、障害者総合支援法等も参考に)請求者が希望する場合は、生活または就労の場に担当官が出向く実地調査を必須とし、そこで請求人本人および支援者(家族、介助者、支援者等)の説明・意見陳述の機会(障害者参画)の保障をする。

認定にあたる職種、資格者についても、決して医師のみで判断することなく、社会福祉士、弁護士、社労士、PSW等の合議により認定する。当事者・支援者・ソーシャルワーカー等が日常生活・社会生活上の不利益・支障等を説明する機会を保障し、医師だけでなく、複数の職種者が合議により認定する制度へ転換する。

障害年金の受給権の保障を根底においた公正で透明な「手続」を確立させることを当会は改めて願うものです。

以上